

令和5年12月11日

神奈川県内各医療機関 代表者様

神奈川県健康医療局
医療危機対策本部室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の入院医療費等に係る請求事務について

日頃から本県の健康医療行政の推進に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

類型変更により、新型コロナウイルス感染症の入院医療費（令和5年4月30日までに入院を開始した患者に限る）、検査医療費、外来医療費（令和5年5月7日以前の医療費に限る）については、公費負担の対象となる診療がすでに終了しておりますが、現在も請求をいただいているところです。

しかしながら、本県における今後の予算及び事務執行体制を踏まえた場合、できる限り早期に事務処理を行う必要が見込まれます。

そこで、現時点で請求漏れのある医療機関におかれましては、できる限り令和6年1月10日までに請求くださるようお願いいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

問合せ先

(入院医療費（令和5年4月30日までに入院を開始した患者に限る）、
検査医療費に関して)

感染症対策連携グループ 栗田

(外来医療費に関して)

感染症対策企画グループ 秋山

(両グループ共通) 045-210-4791